

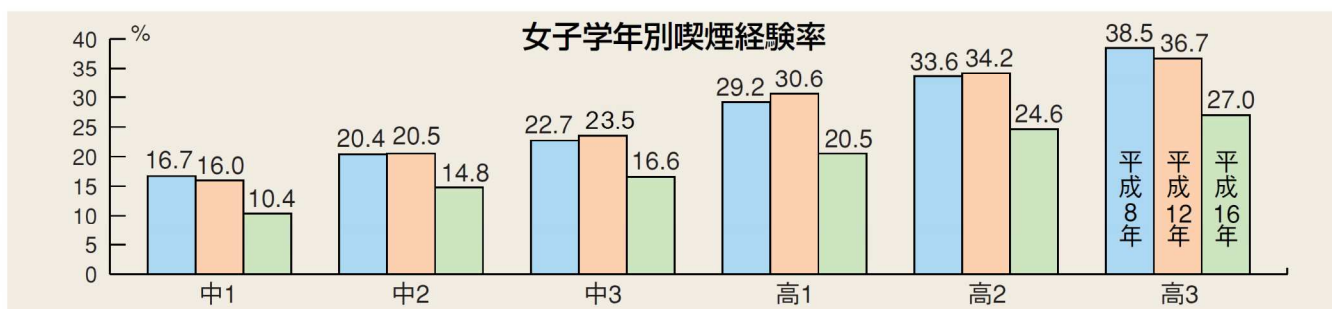
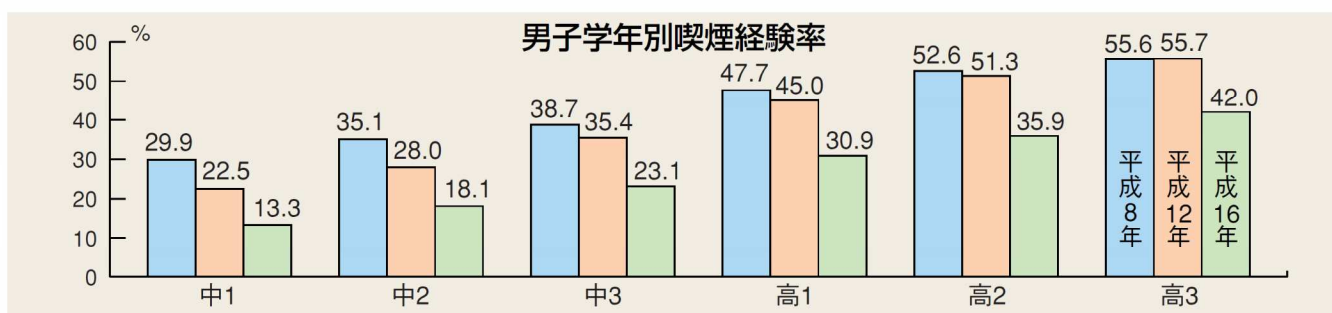
2 防煙教育の必要性

未成年者は、身体の成長発達途上にあり、判断力もまだ不十分であるため、喫煙は心身に大きな悪影響を及ぼします。例えば、未成年者で喫煙を開始した場合、成人になってから喫煙を開始した人よりも肺がんなどによる死亡率が高く、約6倍の死亡率となっています。また、たばこの中に含まれるニコチンの作用（依存性）によって、成人になってから喫煙を開始するよりも、早期に依存が形成されやすいことがわかっています。

たばこは庶民の嗜好品といわれ親しまれてきましたが、平成7年に厚生省の公衆衛生審議会から意見具申された「たばこ行動計画」、平成12年の未成年者喫煙禁止法の一部改正、厚生労働省が制定した「健康日本21」、平成15年の健康増進法の施行、平成16年「たばこ規制枠組条約」への批准などにも見られるように、たばこが人の健康に与える悪影響も徐々に明らかとなり、たばこを取り巻く環境及び社会の認識が大きく変化してきていると言えます。

国は明治33年に「未成年者喫煙防止法」を制定し、100年以上にわたって未成年者の喫煙の影響に警告を鳴らしてきました。学校現場での未成年者の喫煙防止対策については、平成元年の学習指導要領の改訂により、中学校・高校における飲酒や薬物乱用とともに、たばこと健康の関係について記載されました。その後の改訂を経て、現在では小学校段階から喫煙、飲酒、薬物乱用防止などが指導要領に記載されており、低学年から学習活動の場が確保されています。また、保健医療関係者や警察、各種団体などが学校関係者との連携の元に、地域の実情に応じて、未成年者に対する防煙教育を行っています。

平成16年度の「未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査」によると性別学年別の喫煙経験率（「今までにたばこを一口でも吸ったことがある」と答えた割合）は、男女とも学年が上がるにつれ増加しています。



平成16年度「未成年者の喫煙および飲酒行動に関する全国調査」